

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業  
環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧

※表中のゴシック体の部分は、第15回及び第16回審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1	樹林地の保全を検討していますが、樹林地をそのまま残し、人が入らないようにしてしまうと、逆に荒れてしまいます。保全イコール手を加えないことではないことを理解してほしいです。 [6/28 審査会]	樹林地を残すことも重要ですが、樹林地の価値を公園利用者にも感じてもらうことも重要だと思っています。今後の設計の中で取り込んでいきたいです。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
		樹林地に人を入れてほしいというわけではなく、森林としての機能も持たせるために空間は確保してほしいということです。 [6/28 審査会]		
	A-2	樹林地を残す場合、連続性という意味からも、林縁部が必要になってきます。林縁部を重視するという考え方を持って、整理してほしいです。 [6/28 審査会]	本事業でも、現在、そのように考えています。今後、具体的に検討していく中で、その辺りも取り入れていきたいです。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
		林縁部を重視することも、できれば人との距離を取れる空間を作ってほしいという意味もあります。 [6/28 審査会]		
	A-3	池を造ると書かれていますが、どうするのか、検討してほしいです。また、近くに湧水があり、ホトケドジョウが確認されていますので、調整池がホトケドジョウに影響しないか気になります。どうやって保護するのかを調整池の関係も含めて考え方を示してほしいです。 [6/28 審査会]	基本的には、本事業で池を造る計画は今のところありません。土地区画整理事業で調整池を造る調整は連携しながらやっています。ホトケドジョウの生育環境をどのように守っていくかという観点で、土地区画整理事業と連携して、今後どのようにすればいいか検討していきたいです。 [6/28 審査会]	説明済 [6/28 審査会]
	A-4	水辺空間の検討と書いてありますが、ここに池は造らないということですか。 [6/28 審査会]	水辺空間の検討の中で、池を積極的に造っていくかは、現在まだ決まっていません。生き物に配慮した水辺空間を検討していきたいです。 [6/28 審査会]	—
		分かりました。是非ホトケドジョウとの関連をしっかりと保って検討してほしいです。 [6/28 審査会]		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-5	樹林地の保全検討という部分については、手を入れる里山風の森林を残すようなことも考えてほしいです。ただ、それは、散策ルートを造って人を入れてほしいという話ではないです。単に放置するのではなく、人が手を入れながら保全していくような森林を検討してほしいです。 [7/27 審査会]	御意見等を踏まえて、樹林地の保全と林縁部の扱いについては、維持管理手法や保全の手法を含めて、今後検討します。 [7/27 審査会]	説明済 [7/27 審査会]
	A-6	林縁部は動物にとって、重要な役割を持っています。そこを人が歩いてしまうと、動物にとっても利用しにくい場所になりますので、森だけを守って、その林縁部は人が利用するエリアにしないでほしいです。 [7/27 審査会]		
	A-7	林縁部のボリュームは具体的にどの程度を考えたらいいか、お考えを教えてください。 [7/27 審査会]	—	—
		多ければ多いほどいいですが、どれくらいだと駄目なのかという基準がないです。ケースバイケースで、人との空間を切り離す方法はいくらかもあると思います。これぐらいというのは言えないところです。 [7/27 審査会]		
	A-8	水辺空間の検討で不快生物について何か予測をされていますか。団地の近くに止水域を造ると、蚊などが発生し、近隣から苦情が出る話を聞きますので、何か考えがありますか。 [7/27 審査会]	現状、アセスでそこまでやっていません。どのようなしつらえにするかや保全の手法については、今後検討を進めていきます。 [7/27 審査会]	説明済 [7/27 審査会]
	A-9	水辺空間の検討が相沢川と和泉川の両方に書いてあります。この二つの川を暗渠化するということですか。 [7/27 審査会]	和泉川はいじりませんが、土地区画整理事業で、相沢川と大門川は暗渠化する予定です。 【土地区画整理事業者】 [7/27 審査会]	補足資料 12 で説明済 [10/27 審査会]
		相沢川は、土地区画整理事業で暗渠にしたうえで、公園事業で新たに水辺空間を創出するか検討するということによいですか。 [7/27 審査会]	両事業である程度やっていくイメージで捉えてください。 【土地区画整理事業者】 [7/27 審査会]	
		どちらの事業で何をどこまでやるのかを明確にしないと、アセスのしようがないです。早急に両事業でしっかり調整を図り、より具体化をするようにお願いします。 [7/27 審査会]	分かりました。 【土地区画整理事業者】 [7/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-10	相沢川を暗渠化して、代わりに水辺空間を創出するのであれば、元々ある水辺空間を生かした新たな水辺空間の創出のほうが、手取り早いのではないですか。全部埋めなくても何とかなるかと思えます。 [7/27 審査会]	なぜ全て暗渠化するかと言うと、相沢川は上流があり、流量が多いという関係があります。相沢川は暗渠化ですが、それと合わせて、今ある環境を整えるためにどうするかを考えるために水辺空間を検討しているところです。次回、詳しい内容を説明します。 【土地区画整理事業者】 [7/27 審査会]	土地区画整理事業で説明済 [8/31 審査会]
	A-11	北側の観光・賑わい施設や南側の住宅エリアからの人の利用を事業計画としてどう考えていますか。入口の場所が限定的であり、隣の土地利用との関係性がよく見えませんでした。 [7/27 審査会]	北側の土地利用の詳細が未定なので、そこからの人の流入が見えていないです。今後、北側の土地利用の深度化に合わせて検討を進めていきます。 [7/27 審査会]	説明済 [7/27 審査会]
	A-11	隣接する土地利用を踏まえて、この区画の範囲の検討を始めるのはいつですか。 [7/27 審査会]	観光・賑わい地区の計画についてはまちづくり協議会で検討している段階で、公園と一体感が取れないかという形の検討をしているところです。まだ検討段階であり、示せる段階がいつかは、今答えられる状況でないです。 【土地区画整理事業者】 [7/27 審査会]	
	A-12	公園のエリア構成の図において、環境保全のためのスペースが余り表現されていません。人のスペース、環境保全のスペースは、ゾーニングにおいてはきちんと配慮されるべき事項なので、環境保全のスペースをどのようにこの中で検討されていますか。 [7/27 審査会]	水辺空間の検討や樹林地の保全のところが、主な環境保全のスペースとなります。公園として整備を行いますので、環境の保全を考えていくのは当然だと思っています。そういった中で検討を進めていきます。 [7/27 審査会]	補足資料 12 で説明 [10/27 審査会]
	A-12	やはりアセスとして環境保全措置を実施する場所はゾーンとして必要です。その場所をどのように検討されていますか。 [7/27 審査会]	公園の詳細の計画を詰めている段階であり、どの部分で環境保全のスペースとしていくのかを明示できるかを含めて、今後作業の中で検討します。 [7/27 審査会]	
	A-12	どちらも検討中とのことですが、アセスのスケジュールに乗ってこないで、影響を予測評価できないまま事業が後付け的に行われることはアセスとして望ましくありません。元から暫定的な土地利用であると位置付けるべきではないですか。後からでも環境保全措置が実施できるような空間として確保するという考え方が重要で、施設群を配置することが目的になるのは本末転倒だと思います。 [7/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-13	<p>本事業は未確定な部分が多いですが、裏を返せば変えられる部分はまだあるということです。先行している土地区画整理事業の調査や保全すべき内容などの方向性が出されているので、これを踏まえて本事業は事業計画を修正できます。それはポジティブな話なので、その部分を生かしていったらどうですか。 [7/27 審査会]</p>	<p>土地区画整理事業で検討をして、示したものを本事業として受け継いでやっていくことについては、しっかりと連携を取っている状況です。御指摘のような進め方が今後できるかと思います。 [7/27 審査会]</p>	<p>説明済 [7/27 審査会]</p>
		<p>それは単にアセス手続き上のことではなく、全体としての事業の進め方のうえでも、先行するアセスの情報を生かしてもらえると理解してよいですか。 [7/27 審査会]</p>	<p>そのとおりです。 [7/27 審査会]</p>	
	A-14	<p>現時点で、まだ分からないということが非常に多いので、準備書段階までにはそこは明確にするようにしてください。 [7/27 審査会]</p>	—	—
	A-15	<p>方法書 2-16 ページの「2.6 生物多様性の保全」と「2.7 緑の保全と創造」という項目の中に、「樹林、畑地、草地の大部分が造成される」という言葉が出てきますが、創り出すのではなく、むしろ改変してしまうということなので、「改変」と書いたほうが良いです。検討してください。 [7/27 審査会]</p>	<p>分かりました。 [7/27 審査会]</p>	<p>補足資料 7 で説明済 [8/31 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-16	土地区画整理事業では、相沢川の東側にある調整池（調整池3）の上部利用ニーズが高いことが根拠で地下化するという話でした。公園事業として、どのような上部利用ニーズが高く、どのように地下化しなければいけないのですか。造成工事かと思いますが、工事規模はどのようなものを想定していますか。 [8/31 審査会]	調整池の上の利用は、賑わい・レクリエーションのエリアとして設定しています。このエリアの中には、草地広場、遊具広場、硬式野球場、運動広場等々の公園施設が配置されることを現状、想定しています。 [8/31 審査会]	補足資料 12 で説明 [10/27 審査会]
	A-17	相沢川の東側に土地区画整理事業が示した環境保全措置のエリアがありますが、上部利用をそのすぐ東側でやらなければいけない理由の根拠がないように思います。 [8/31 審査会]	上部利用と言っても、基本的には現況地形の高さを想定していますので、新たに何か造成を大きくして、地形を改変して地下に入れるものではありません。 [8/31 審査会]	
		スポーツ施設や賑わい施設にする必要性はいかがですか。環境保全のほうを優先すべき空間にならないのですかということです。 [8/31 審査会]	先ほど土地区画整理事業のほうで示したエリアは、そういったエリアとして、公園を計画していくものと認識しています。 [8/31 審査会]	
		それは西側のエリアだと思いますが、調整池3のところ、環境保全を検討できないかということです。 [8/31 審査会]	そちらについて、環境保全のみを選定するエリアとしては、現在のところ設定していません。 [8/31 審査会]	
		その根拠を伺いたいです。 [8/31 審査会]	持ち帰り、回答します。 [8/31 審査会]	
A-18	既存の調整池で十分に環境保全とレクリエーションを両立している多くの事例があります。例えば多段式であるとか、少し造成は入りますが、うまく水調整とレクリエーションを混在させるということは可能です。これは造成しないことを前提にしていますが、よりよい環境保全措置と人が使い利用するような土地の作り方を是非検討してください。 [8/31 審査会]	—		
A-19 ※	【審議での指摘事項等】 土地区画整理は準備書段階で、環境保全措置はやれるところの上限があるかと思います。公園整備と一体的に調整を取った上で、環境保全措置の限界を決める必要があります。もし準備書のほうが先に進んでしまった後も、公園整備の中で環境保全措置をできるだけ改良することができればと思います。 [8/31 審査会]	【事務局が回答】 事業者に伝えます。 [8/31 審査会]		

※土地区画整理事業及び公園整備事業における指摘、意見等

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-20	調整池4は周辺を生かして大きな環境保全措置のサイトになるのではないですか。土地区画整理事業で無理に相沢川西側に詰め込むような保全措置だけではなく、こういった空間も生かしながら、保全措置の範囲を広げられるかと考えます。現在、みどりの実践エリアで、調整池とそぐわない森の散策路、日本庭園・休憩施設といったあたりの影響をどう調整池周辺の自然環境保全と両立されるのですか。 [9/30 審査会]	調整池4の詳細は、土地区画整理事業で今後検討していく中で、公園計画の詳細もあわせて検討していくものです。 相沢川も土地区画整理事業がメインとして動いていきます。公園側も一緒に検討をしていくので、土地区画整理と公園と一体となって検討を進めたいです。 [9/30 審査会]	説明済 [9/30 審査会]
		みどりの実践エリアにおいて、日本庭園やアウトドア施設を湧水環境や生態系配慮型の調整池とどのように両立されるのですか。生態系の保全措置に対する空間的な配慮や両立のあり方を具体的に示してください。 [10/27 審査会後の確認意見]	—	補足資料16で 説明済 [11/11 審査会]
	A-21	みどりの賑わい・レクリエーションエリアに創出される生態系の保全措置が、賑わい・レクリエーションによる分断影響を受けると懸念されますが、補足資料12(2)に記載のある「連続性に配慮する」とは、具体的にどのようなことですか。このエリアと生態系の保全措置の両立のあり方を具体的に示してください。 [10/27 審査会後の確認意見]	—	
	A-22	補足資料12の図に「保全対象種の生息・生育環境創出」や「湧水環境等に配慮した水辺空間」、「生息環境の創出に寄与するような調整池」等の記載がありませんので、図中に追記をしてください。 [10/27 審査会後の確認意見]	—	—
	A-23	公園内における調整池の供用は、本事業の供用段階には含まれていないのですか。河川に連結された調整池を生態系と一体的に整備するような維持管理をするのであれば、調整池の運用は本事業にも大いに関与しますが、本事業には位置付けないということですか。横浜市としてのグリーンインフラの整備と維持管理において、調整池の供用と公園の供用の関係をどのように定義しているかという観点から教えてください。 [10/27 審査会後の確認意見]	—	補足資料18で 説明済 [11/11 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-24	<p>補足資料 16 について、配置における配慮を記載していますが、例えば日本庭園とこの生態系保全や、ヘリポートが離発着するような広場空間と生態系保全の両立のあり方をどのように考えているのか、面と面の関係でどういうふう に保全を配慮していくのかについて教えてください。 [11/11 審査会]</p>	<p>これまでの審査会で御指摘いただいたものを踏まえて、今後公園の施設の詳細配置を検討していく中で具現化したいと思います。また、その具現化したものを準備書において、示します。 [11/11 審査会]</p>	<p>説明済 [11/11 審査会]</p>
		<p>配置はもちろんですが、構造的なところで最後保全をしていくことが多いかと思うので、構造的な配慮をきちんと盛り込んでください。 [11/11 審査会]</p>	<p>はい、分かりました。 [11/11 審査会]</p>	
	A-25	<p>補足資料 18 について、調整池の供用段階での考え方は分かりました。調整池 4 は地上式になり、その施工段階とかで、保全対象とすべき生物への配慮が、地上として必要になるかと思えます。どうい うふうに保全・復元していくかも含めて、準備書段階で検討してください。そのときに調整池の構造が非常に重要で、どういう護岸か、深さや容量、水面の水域はどれぐ らいかといった情報を具体化し、配慮の実現のための空間と施工中の配慮についても具体化してください。そういった形で準備書を充 実させてください。 [11/11 審査会]</p>	<p>はい、分かりました。 [11/11 審査会]</p>	<p>説明済 [11/11 審査会]</p>
	A-26 ※	<p>土地区画整理事業で公益的施設用地における防災に関して、防災用地の中に新たに道路ができるとか、公園とは違った形で施設ができるのではないですか。 公園と同じものであるとみなされているのですか。公園で想定していたものとは違う土地被覆になったとすると環境影響が変化します。 [11/11 審査会]</p>	<p>公園整備事業としては、今後、詳細を検討し、準備書で示しますが、当然、園路等もつくるのでそのような部分の舗装は出てくるものと考えています。 [11/11 審査会]</p> <p>防災に関して、今ある道路や公園を使います。土地区画整理事業として、この公園エリアの考え方につきましては、現時点で、切り盛りして造成をして終わりです。 【土地区画整理事業者】 [11/11 審査会]</p>	<p>説明済 [11/11 審査会]</p>

※土地区画整理事業における指摘、意見等

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-27 ※	もし公園区域内に希少種を含めた多様な生物の生息が可能なエリアが含まれる場合には、そのエリアと災害発生時にヘリポート・緊急車両駐車場・宿营地等となるエリアをあらかじめ区別しておき、防災拠点として活用される場合にも生態系の保全が図られるように配慮してほしいです。 [11/29 審査会]	＝	＝
	A-28 ※	防災機能に関して、防災拠点になるエリア周辺の公園内の通行路が生息地の保全とどのようにうまくゾーニングできるのかを引継ぎ事項として、是非具体化して公園整備事業に渡してほしいです。 [11/29 審査会]	分かりました。 【土地区画整理事業者】 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]

※土地区画整理事業における指摘、意見等

#### ■環境影響評価項目について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1	土地区画整理事業で生物多様性を選定していますが、本事業でも、別途選定した理由は何ですか。 土地区画整理事業とは別の影響があるということですか。 [6/28 審査会]	土地区画整理事業において全部改変されますが、本事業としても、一部影響があるということで選定しています。 土地区画整理事業の事業内容や結果をみて、再度検討することもあるかもしれませんが、現時点では別の影響があるとして選定しています。 [6/28 審査会]	補足資料 3 で説明 [7/27 審査会] 補足資料 15 で説明済 [10/27 審査会]
	0-2	同じような調査項目を二重に取ることは、やめたほうが良いと思います。統一性を持たせて、省略できるところは省略するか、別にやるのであれば、その重畳効果や相乗効果について、別途評価してほしいです。 [6/28 審査会]	土地区画整理事業とも連携しながら、今後検討します。再度、御報告します。 [6/28 審査会]	



項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-3	2万5千分の1の地図で環境類型区分を作成していますが、微地形を分析した上でないと、環境の連続性等が非常に限られたマクロな検討になってしまうと懸念しています。 [6/28 審査会]	今後詳細に設計を進めていく中で詳細な検討をします。 [6/28 審査会]	補足資料2で説明済 [7/27 審査会]
		現状のマップが非常に粗く、調査計画の妥当性が検討できません。広域的過ぎるので、公園区域内をきちんと表現できるような環境類型区分を作成し、その中はどう調査地点が落ちるのか表現してほしいです。 [6/28 審査会]	—	
	0-4	公園自体が、土地区画整理事業の重要な保全地域、保全措置のフィールドとなります。それぞれの保全措置が水循環と連動しているため、公園区域に分布する5つの集水域をきちんと分けて、調査計画を立てることが重要です。 [6/28 審査会]	今後の工程等の詳細を検討していく中で、検討します。 [6/28 審査会]	補足資料2で説明済 [7/27 審査会]
	0-5	ゾーニングや事業計画で表現することではなく、的を得た調査計画に反映してほしいです。環境保全措置につながるデータを取ってほしいです。 [6/28 審査会]	—	
	0-6	土地区画整理事業の調査結果を使えるものは何か利用するような話を聞いていましたが、一から全部やるということですか。 [6/28 審査会]	土地区画整理事業が調査した時点から環境に大きな変化はないと考えるため、同じ調査結果を使う予定です。 [6/28 審査会]	補足資料1で説明済 [7/27 審査会]
		動植物の調査については、土地区画整理事業の調査結果を使って評価するということがよいですか。 [6/28 審査会]	そうです。 [6/28 審査会]	
		同じ調査結果を使うのであれば、基本的には土地区画整理事業の結果を利用して評価しますという書き方に修正したほうがよいです。 [6/28 審査会]	—	
0-7	【審議での指摘事項等】 土地区画整理事業と本事業で、どの調査とどれが共通したりするのか、分かりにくかったです。 [6/28 審査会]	—		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-8	現時点で計画自体が十分固まっていないことは手続き上、省略していい話ではありません。決まっていない部分は、最もその環境への影響が大きくなる場合を想定して予測評価するというような考え方が、通常アセス手続きでは求められています。その点を留意し、今後の手続、あるいは事業の遂行に臨んでほしいです。 [10/27 審査会]	—	—
1 温室効果ガス	1-1	温室効果ガスが工事中においても供用時も選定されていないですが、選定しない理由を確認したいです。 [8/31 審査会]	工事中は、土地区画整理の後に行う事業になり、本事業による大規模な土地の造成がないことから、建設機械の稼働や工事用車両の走行に関する温室効果ガスは非選定です。 供用時は、自然を保全、活用する計画であり、エネルギーを大きく使用する施設は少ないことから、温室効果ガスの発生がわずかであると考え、非選定です。 [8/31 審査会]	補足資料 11 で説明済 [9/30 審査会]
		現時点で計画が不明確な中で、その影響が少ないと言い切れるだけの根拠が分からないです。供用時に設ける施設も常に使うものなので、規模がどの程度かを示した上で影響が少ないと言わないと根拠には乏しいです。できたら選定して、適切に評価するのが前提かと思えます。 [8/31 審査会]	次回以降に説明します。 [8/31 審査会]	
	1-2	工事中に関して、10年以上断続的に工事を行われ、しかも横浜市が事業主体なので、本事業も温室効果ガスを低減していくことが基本スタンスだと思います。項目選定したほうが良いと思います。 [9/30 審査会]	ある程度長い工事期間が設定されていますが、基盤整備や植栽整備工で、かなり規模が小さくなりますので、大規模な工事に該当しないと考えます。 [9/30 審査会]	補足資料 14 で説明済 [10/27 審査会]
規模の大小は、計画が分からないので、判断が難しいです。民間事業者でも小さい規模で選定していますので、横浜市自身が規模の話だけで選定しないというのは説明になっていないです。建物の運用期間と比較して極めて小さいなどでしたら分かります。 [9/30 審査会]	持ち帰ります。 [9/30 審査会]			

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1 温室効果ガス	1-3	<p>1回1回の発生量は多くないが、計画が長期にわたるから項目選定するという回答は妥当だと思います。</p> <p>計画が長期にわたることは環境負荷を増やす方向に働く可能性が高いので、長期にわたるからこそしっかり調べる必要があります。今後も留意してほしいです。 [10/27 審査会]</p>	—	—
2 生物多様性	2-1	<p>補足資料2について、事業実施区域を4つのゾーンに分けられています。内部の異質性が地図の中に表れていないので、もう少し細かく見る必要があります。草地のゾーンは地形的な変化は乏しいですが、色塗りでは畑地だとか樹林なんかも主立っていると思います。源流域に関しても、源流域を1つの環境類型区分ではなく、源流域の中の環境の異質性を表現した色塗りが必要です。植生や動物の定点調査の位置が環境類型区分によって説明されていないようです。ポイントの判断をどうしているのですか。 [7/27 審査会]</p>	<p>草地と和泉川の表現の仕方は検討していきます。調査地点はまた検討したうえで、今の地点の妥当性についても次回以降、報告します。 [7/27 審査会]</p>	<p>補足資料8で説明済 [9/30 審査会]</p>
	2-2	<p>補足資料8について、事業地内の具体的な環境類型を見ることで、だいたいの環境の構成がよく読み取れるようになりました。</p> <p>調整池4が地上式に変更が生じていますが、今回の調査地点と調整池計画との関係性はどうか考えていますか。 [9/30 審査会]</p>	<p>調整池が地上式になることで、関係するのは水域環境の魚類や底生動物であると思います。代表する地点で、和泉川のほうでそれぞれ調査できていますので、現況は今の調査で把握できていると考えます。 [9/30 審査会]</p>	<p>説明済 [9/30 審査会]</p>
		<p>湿生の環境が増えると思いますが、例えばエコトーンに沿った違いを把握しておくとか、そういった観点での調査地の選定はどうか考えますか。 [9/30 審査会]</p>	<p>植生が主に関係するかと思いますが、植物の調査も実施しています。和泉川周辺も現況を把握できていますので、今の調査地点で十分把握できていると考えます。 [9/30 審査会]</p>	
		<p>保全すべきその湿地植物という観点でも、把握できているということで大丈夫ですか。 [9/30 審査会]</p>	<p>基本的にどういう種がいるか、調査のほうで重要種、普通種含めて把握できています。 [9/30 審査会]</p>	
		<p>分かりました。この資料によると、調査地点の根拠があまり具体的ではないので、少し気になりました。 [9/30 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-1	和泉川の水のほとんどは湧水が流れ込んできたものだという市民の意見があったと思います。もし湧水の量に大きな変化があると、和泉川の流量にも大きな変化が出ますし、水質に影響する可能性があります。水質と河川の形態、流量が非選定ですが、湧水と一体となっていると考えたほうがよいです。 [6/28 審査会]	持ち帰り、検討します。 [6/28 審査会]	補足資料 4 で説明済 [7/27 審査会]
	3-2	補足資料 4 の和泉川と湧水の流量について、豊水期と渇水期だけの最小と最大だけでみて、変動が河川流量のほうはないと結論づけて、選定しないという理由は、不十分である感じがします。湧水と連動して伏流水が出てきている形で河川流量が維持されている可能性もあります。本事業の工事や施設を造ることによって、湧水及びその伏流水に対する影響があつて和泉川の流況にも影響を及ぼす可能性はあるのではないかという感じがします。 [7/27 審査会]	本事業として、大きく地表面を改変するようなことはないと考えますが、土地区間整理事業との整合性、進め方もありますので、一旦協議したうえで、報告します。 [7/27 審査会]	補足資料 13 で説明済 [10/27 審査会]
	3-3	土地区画整理事業には湧水 4 は河川への流出が認められず、データが出ていません。伏流水という形で流れ出している可能性があります。湧水 4 の流量がどれくらいあるのか分からないので、調べてほしいです。 [7/27 審査会]	確認して次回以降、報告します。 [7/27 審査会]	
	3-4	仮に本事業で水辺空間を整備することになった場合は、河川の形態、流量についても項目として選定しておくべきではないですか。 [7/27 審査会]	基本的に本事業で河川は手を入れないと考えています。一方で水辺空間の検討もありますので、一旦検討したうえで、次回以降、回答します。 [7/27 審査会]	補足資料 13 で説明済 [10/27 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-5	<p>土地区画整理事業で切り回した後にはもうないではなく、保全措置の空間への出水や切り回した相沢川と調整池との間での水の連続した環境が出来上がってくることや、調整池周りの水環境の形状や、水質の観点でいうと、やはり公園整備事業においても、水循環、水質、底質関連の項目選定が必要ではないですか。 [9/30 審査会]</p>	<p>項目選定は、土地区画整理事業でやることになっています。 [9/30 審査会]</p>	<p>補足資料 13 で説明 [10/27 審査会]</p>
		<p>モニタリングの時期とかのズレとかも踏まえると、事後調査がこちらのほうが後まで続くという観点もあると思います。それはきちんとやっておいたほうがよろしいのではないですか。 [9/30 審査会]</p>	<p>河川の項目選定については、以前の審査会でも御指摘いただいて、今検討のほう進めていますので、今後の審査会で回答します。 [9/30 審査会]</p>	
		<p>引き続き検討してほしいです。 [9/30 審査会]</p>	—	
	3-6	<p>補足資料 13 (1) において、相沢川の流量や水質等を項目選定しないとのことですが、本事業の土地被覆の変更に伴う供用時の雨水排水は、河川の流量や調整池の貯留量に影響するのではないですか。その場合、流出先の環境は土地区画整理事業の保全措置と関連し、水循環は生態系とあわせてモニタリングしていくべきと考えます。流出先の環境の変化の影響をどう考えていますか。 [10/27 審査会後の確認意見]</p>	—	<p>補足資料 17 で説明済 [11/11 審査会]</p>
	3-7	<p>補足資料 13 (2) について、項目としては湧水ですが、湧水の影響を和泉川の流量にまで伸ばして調査をすることはいいことです。 土地区画整理事業でも河川の流量の事後調査をやるので、本事業での調査とすり合わせて、比較ができるかと思います。土地区画整理事業と本事業が協力して調査を行ってほしいです。 [10/27 審査会]</p>	—	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-8	土地区画整理事業の進捗との関係でいうと、補足資料13(2)の調査時期はどうなりますか。土地区画整理事業をなされる前にこの湧水等の調査をしっかりとやる必要が本来はあるかと思えます。 [10/27 審査会]	既に夏は実施しており、秋以降、この後すぐに実施する予定です。 [10/27 審査会]	説明済 [10/27 審査会]
		土地区画整理事業に着手する前には、しっかりと調査されるということですか。 [10/27 審査会]	はい。 [10/27 審査会]	
	3-9	補足資料13(2)の図にある計画地内の破線の部分は、今までは管理外だが、今後、事業をするに当たって、管理の所管というのはどういうふうになるのですか。 [10/27 審査会]	計画地内の破線の部分は、公園事業として工事が完成した後に、公園として管理をしていくものと考えています。 [10/27 審査会]	説明済 [10/27 審査会]
	3-10	<u>補足資料17について、調整池の定格容量に十分見込まれていることはよく分かりました。</u> <u>例えば、グラウンドとか透水性の低くなるような土地被覆が整備されて、出てくる雨水も計画容量の中ではそれほど大きな問題ではないという考え方ですか。</u> [11/11 審査会]	<u>もともと計画容量自体は運動場よりも厳しい流出係数で比較していますので、問題ないと考えます。</u> [11/11 審査会]	説明済 [11/11 審査会]
		<u>分かりました。浸透配慮とか、グリーンインフラ活用というのは準備書段階以降も盛り込める保全措置ですし、重要な保全措置かと思うので、既に影響がないということであっても、やはりそもそも低影響にしていく公園設計のあり方を示してください。</u> [11/11 審査会]	<u>承知しました。</u> [11/11 審査会]	
	4 廃棄物・建設発生土	4-1	公園事業でも建設発生土があるとなっているので、両事業でどこまで何をやるのかを教えてください。公園事業の建設発生土の相場も教えてほしいです。 [7/27 審査会]	公園事業については、これから細かく計画をしていく段階となりますので、これから数字とかを出していく形になると思います。基本的には概略の基盤については、土地区画整理事業でやると理解してください。 【土地区画整理事業者】 [7/27 審査会]
準備書までには本事業の廃棄物あるいは建設発生土の排出量も予測評価されるので、この手続き中には概ね分かるという理解でよいですか。 [7/27 審査会]			本事業については、そのとおりです。 [7/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 地域社会	8-1	各駐車場の収容台数がいくらかが分からないと、周辺道路をどのように使ってそこに着くかという予測ができません。 [7/27 審査会]	駐車場の概ねの位置は示していますが、各場所でどの程度の台数が必要かは、今後、公園の設計を進めていく中で検討します。 [7/27 審査会]	説明済 [7/27 審査会]
	8-2	みどりの賑わい・レクリエーションエリアとみどりの発信エリアの公園利用者の往来があると思いますが、その間に道路があります。この部分をどう横断するのですか。平面交差ですか、立体横断施設を造るのですか。 [7/27 審査会]	どのように公園利用者を安全に行き来してもらうかについて、検討を進めている段階です。現段階でこういう形でと断定することが難しいです。 [7/27 審査会]	
	8-3	収容台数と横断については、準備書段階では、数字なり計画なりが明確になると思っていいですか。 [7/27 審査会]	今のところその予定です。 [7/27 審査会]	
	8-4	工事中の交通混雑について、地点5にも工事用車両が通るのではないですか。公園の事業区域に接していますので、ここも予測が必要ではないですか。 [7/27 審査会]	現時点の計画では地点5に入る前に工事用車両が事業地内に流入することを想定しており、今後、計画を詰めていく中で、地点5を使用する場合は、追加について検討します。 [7/27 審査会]	補足資料9で 説明済 [9/30 審査会]
		地点5を通らずに工事用車両が事業予定地に行くということであれば、そのルートがこの地区内のどこを通過して行くのかも示す必要があります。 [7/27 審査会]	工事用車両ルートについては、相談のうでで示せるかどうかを検討します。 [7/27 審査会]	
		隣接しているので地点5を通らないことは余り考えられないですが、検討をお願いします。 [7/27 審査会]	—	
	8-5	供用時の交通混雑について、地点7で断面調査をもとに予測しますとありますが、信号交差点ではないので、断面を予測してもまず影響は出ないという答えしか出ないです。予測としては断面7よりも南側でどこかの交差点に取り付くと思いますので、その交差点できちんと処理ができるかが重要です。土地区画整理事業の評価とも関係しますが、考えを確認したいです。 [7/27 審査会]	土地区画整理事業と予測地点の整合を取っているので、一旦、地点選定の考え方については整理したうえで、報告します。 [7/27 審査会]	補足資料10で 説明済 [9/30 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 地域社会	8-6	<p>補足資料9について、地点5には影響を与えないという説明は理解しました。</p> <p>工事地域から出る車は、どの場所で既存の道路ネットワークに最終的に出てくるのですか。</p> <p>[9/30 審査会]</p>	<p>まだ土地区画整理事業内の仮設道路の位置の詳細が決まっていないので、おそらく準備書の段階で明らかになります。</p> <p>[9/30 審査会]</p>	<p>説明済</p> <p>[9/30 審査会]</p>
		<p>準備書の時に、出てくる場所を示してください。</p> <p>[9/30 審査会]</p>	—	
	9-1	<p>本事業は利用者目線で地域の景観の変化を捉えなければならない環境です。現状の調査地点は、事業実施区域境界にしか落ちていないので、内部でどう変化するのか、造成の影響などどう生じるのか検討してほしいです。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	<p>本事業の実施で対象地域における圍繞景観、農地の広がりや崖地のつながりのような景観資源を変化させる恐れはないので、現在、調査予測項目として選定していません。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	<p>補足資料5で説明済</p> <p>[7/27 審査会]</p>
		<p>本事業でも造成が入るという認識ですが、造成の影響がないということなのですか。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	<p>整地は行いますが、大規模な造成はほぼありません。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	
		<p>地形上の大きな改変がなく、圍繞景観を評価しないということであれば、景観が現状と変わらないことを記述する必要があります。</p> <p>[6/28 審査会]</p>	—	
9 景観	9-2	<p>補足資料5について、地形的に改変しないことが近景域を評価しない理由になるのは不思議に思います。源流域が既存の植生から日本庭園に囲まれた環境になると、景観は大きく異なります。土地被覆の状況も非常に景観に影響を及ぼすのではないですか。</p> <p>[7/27 審査会]</p>	<p>中からの見え方についてどう表現するか、再度、検討のうえで、報告します。</p> <p>[7/27 審査会]</p>	<p>補足資料6で説明済</p> <p>[8/31 審査会]</p>
		<p>補足資料6について、このような方法でよろしいです。この地点の根拠は、みどりの発信エリアや実践エリアに対する圍繞景観の評価という考え方とします。特に、体験農園や日本庭園などの新しい施設が予定されている地域を対象にしているので、その選定根拠がはっきりすると良いです。</p> <p>[8/31 審査会]</p>	<p>承知しました。</p> <p>[8/31 審査会]</p>	
	9-4	<p>フォトモンタージュを使用されることは大変良いです。そのときにフォトモンタージュを用いて何を計測するのか、例えば、広がりのある景観が求められるところなので、見通し距離を求めるというのを加えるとより良いです。</p> <p>[8/31 審査会]</p>	<p>検討します。</p> <p>[8/31 審査会]</p>	<p>説明済</p> <p>[8/31 審査会]</p>



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。